㉜　コーポレート・ガバナンスの概要 第二号様式記載上の注意㊹（ａ及びｉを除く。）に準じて記載すること。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第118条第２号及び第３号並びに第121条第３号から第３号の４までに掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。	㉜　［同左］ 第二号様式記載上の注意㊹に準じて記載すること。
㉝　役員の状況 第二号様式記載上の注意㊺（ｊを除く。）に準じて記載すること。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第121条（第３号から第６号の３までを除く。）及び第124条（第５号から第８号までを除く。）に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。	㉝　［同左］ 第二号様式記載上の注意㊺に準じて記載すること。
㉞　監査の状況 ａ　第二号様式記載上の注意㊻（ａ(b)、ｂ及びｄ(f)を除く。）に準じて記載すること。ただし、同様式記載上の注意㊻ａ(a)、ｃ及びｄ(c)に準じて記載する事項は、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第121条第１号、第２号及び第９号並びに第126条（第２号、第３号及び第８号を除く。）に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。	㉞　［同左］ ａ　第二号様式記載上の注意㊻（ｄ(f)を除く。）に準じて記載すること。
ｂ　監査報酬の内容等について、次のとおり記載すること。	ｂ　［同左］
(a)　最近事業年度において、提出会社が監査公認会計士等に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務に基づく報酬とそれ以外の業務に基づく報酬に区分して記載すること。この場合において、非監査業務に基づく報酬があるときは、当該非監査業務の内容を記載すること。	(a)　最近２事業年度において、提出会社が監査公認会計士等に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務に基づく報酬とそれ以外の業務に基づく報酬に区分して記載すること。この場合において、非監査業務に基づく報酬があるときは、当該非監査業務の内容を記載すること。
［削る。］	(b)　最近２事業年度において、提出会社が監査公認会計士等と同一のネットワーク（共通の名称を用いるなどして２以上の国においてその業務を行う公認会計士又は監査法人及び外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者をいう。）を含めて構成される組織をいう。）に属する者に対して支払った、又は支払うべき報酬のうち、提出会社の監査報酬等の内容として重要な報酬について、監査証明業務に基づく報酬と非監査業務に基づく報酬に区分して記載すること（ただし、(a)の規定により記載する報酬の内容を除く。）。この場合において、非監査業務に基づく報酬があるときは、当該非監査業務の内容を記載すること。
(b)　(a)の規定により記載する報酬の内容のほか、最近事業年度において、提出会社の監査証明業務に基づく報酬として重要な報酬の内容について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。	(c)　(a)及び(b)の規定により記載する報酬の内容のほか、最近２事業年度において、提出会社の監査証明業務に基づく報酬として重要な報酬の内容について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
(c)・(d)　［略］	(d)・(e)　［同左］
(e)　(a)及び(d)の規定により記載することとされている事項については、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第126条第２号、第３号及び第８号に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。	［加える。］
㉟　役員の報酬等 ａ　第二号様式記載上の注意㊼に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意㊼中「提出会社が上場会社等である場合には、提出会社」とあるのは、「提出会社」と読み替えるものとする。 ｂ　ａの規定により記載することとされている事項については、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第121条第４号から第６号の３まで及び第124条第５号から第７号までに掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。	㉟　［同左］ 第二号様式記載上の注意㊼に準じて記載すること。
［削る。］	㊱　株式の保有状況 第二号様式記載上の注意㊽に準じて記載すること。